



「水田活用の直接支払い交付金」の見直しの中止を求める陳情

2022年5月17日

高浜町議会議長

小幡 憲仁殿

福井県農民連

会長 玉村

越前市宮谷町61-



〔陳情趣旨〕

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策を取らないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払い交付金」を見直すことを発表しました。その内容は、畦や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田を「水田活用の直接支払い交付金」の対象から外すというものです。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。

〔陳情事項〕

1. 「水田活用の直接支払い交付金」の見直しは行わないこと。

国に対し「水田活用の直接支払い交付金」見直しの中止を求める意見書（案）

政府は、今年度から5年間に1度も米を作らなかった水田を「水田活用の直接支払交付金」の対象にしない、多年生牧草は1万円に減額する、などの方針を発表しました。突然の減額は農家経営に大打撃です。

長年、政府の減反政策に協力してきた農家に一方的に交付金カットは許せません。定着している転作がダメになり、多年生牧草が1万円に減額されたら継続が危ぶまれます。

農家に対しては、コロナ禍で大幅に下落している米価対策は取らず、農家に21年度6.7万 円 、22年度5万 円 、あわせて11.7万 円 という史上最大の減反拡大を押し付け、一方、交付金予算は増やさず、これまで交付金を受けていた農家から「取りはがす」というものです。

突然の政府の「見直し」に、農家はとまどい、農協や自治体も混乱しています。こんな農家をばかにしたやり方は絶対に許せません。

よって、政府・農林水産省に対し、「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、減反拡大に見合う予算の確保を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。